



第36期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月24日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿
1階 「芙蓉（ふよう）」

議 案

- 第1号議案 利益剰余金の額の減少および資本金の額の増加の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

目 次

第36期定時株主総会招集ご通知……………	1
（提供書面）	
事業報告……………	6
連結計算書類……………	26
計算書類……………	29
監査報告……………	32
株主総会参考書類……………	38

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2021年6月23日（水曜日）午後6時まで

証券コード 4492
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目19番1号
株 式 会 社 ゼ ネ テ ッ ク
代表取締役社長 上 野 憲 二

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）の営業終了時刻（午後6時）までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年6月23日（水曜日）の営業終了時刻（午後6時）までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月24日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿 1階 「芙蓉（ふよう）」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況が続いております。
会場内においては席間距離をできるだけ確保したいと存じますが、広さに限りがございますため、株主様におかれましては、書面またはインターネット等による議決権行使もご検討いただけますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

3. 目的事項 報告事項

1. 第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 利益剰余金の額の減少および資本金の額の増加の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、行使期限内における到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令および定款第14条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結注記表および個別注記表については、当社IRサイトに掲載しており、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

当社IRサイト <https://www.genetec.co.jp/ir/>

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社IRサイトに掲載させていただきます。

当社IRサイト <https://www.genetec.co.jp/ir/>

◎当日はノー・ネクタイの「COOL BIZ（クールビズ）」スタイルにて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け、本年度の株主総会の運営に際して以下の対応をさせていただきます。株主様におかれましては、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・株主総会の運営スタッフはマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・受付および会場内にはアルコール洗浄液を設置いたします。

<株主様へのお願い>

- ・ご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらぬようお願いいたします。体調不良と見受けられる方にはご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方等は、当日のご出席について特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ・株主総会の議決権行使は、書面またはインターネット等による方法もございますので、併せてご検討ください。（詳しくは前頁の「招集ご通知」をご参照ください。）
- ・ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします。
- ・会場内の座席は密接しないよう配置させていただきますが、できるだけ間隔を空けてご着席ください。
- ・会場内で体調が悪くなった場合は、お近くのスタッフまでお申し出ください。

<その他>

- ・上記のほか、感染予防のための措置を行う場合がありますのでご協力ください。
- ・今後の状況の変化によっては本頁の内容を更新する場合がございます。最新情報は当社IRサイトにてご確認ください。

当社IRサイト <https://www.genetec.co.jp/ir/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、ご返送くだ
さい。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権 を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご
入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

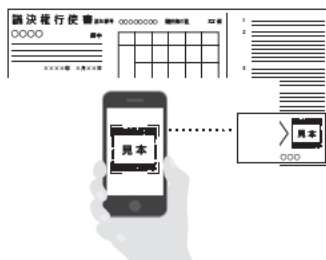
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

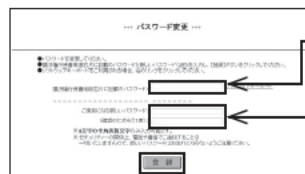
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1)当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い景気は著しく悪化しましたが、政府による各種政策や海外経済の改善により、製造業を中心に持ち直しの動きが見られました。しかし、感染症の再拡大に対する懸念は残っており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、人工知能やクラウドコンピューティング等のコロナ禍における企業活動を支援する先端技術が期待を集めており、これらの領域における新サービスの開発や提供、また技術者の確保や育成の重要度が日増しに高まっております。

このような状況下において、当社は、主力のデジタルソリューション事業およびエンジニアリングソリューション事業については、第1四半期において受注低迷を受けましたが、第2四半期以降は新規顧客の開拓に注力するとともに、旅費交通費や展示会費用などのコスト削減を行うことで、業績は徐々に改善へと向かいました。これとともに、製造・物流現場のデジタルトランスフォーメーションを支援するために極めて有効な3Dシミュレーションソフト「FlexSim」の拡販を進めるべく、体制整備を行いました。また、第3の事業である災害時位置情報通知サービスの「ココダヨ」については、利用者数や認知度も順次上がってきており、当期においては黒字化を達成しました。新サービスの開発も継続しており、次期のローンチを予定しております。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高4,079百万円（前期比13.6%減）、営業利益は254百万円（前期比24.3%減）、経常利益は276百万円（前期比15.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は173百万円（前期比18.4%減）となりました。

各セグメント別の状況は次のとおりであります。

a. デジタルソリューション事業

新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な経済停滞、生産活動停止の影響を受け、第1四半期においてオートモーティブ関連分野におけるソフトウェア開発案件の一時中断や受注低迷が発生しました。一方で、デジタル情報家電分野においては国内の「巣ごもり需要」による好影響で受注が堅調であったことに加え、委託元企業のスムーズなリモートワーク導入によって開発活動が滞りなく進みました。さらにハードウェア関連分野においては半導体需要の急拡大を受け、半導体製造装置の受注が好調に推移しました。また、当事業においては開発プロジェクトの売上高が顧客の検収時期である第4四半期に偏重する傾向があり、当期においても第4四半期に売上高が大きく伸長しましたが、第1四半期の受注低迷の影響を取り戻すには至りませんでした。

以上の結果、売上高は2,610百万円（前期比22.1%減）、セグメント利益は430百万円（前期比28.1%減）となりました。

b. エンジニアリングソリューション事業

3次元CAD/CAMソフトウェア「Mastercam」の主たる顧客層である中小製造業者が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け新規設備投資に消極的であったこと等から、第1四半期のライセンス販売は前年同期の実績を下回る結果となりました。しかしながら、第2四半期以降はウィズコロナを見据えリモート商談など新しい形式や手法での営業活動に転換したこともあり販売数は回復し、またコスト削減も進みました。既存のMastercamユーザーからのメンテナンス・サポート等を中心とするアフターサービスの発注は概ね例年通りの水準で推移しましたが、第1四半期の売上減少を取り戻すには至りませんでした。

また、工場・物流・マテハンの3Dシミュレーションシステム「FlexSim」においては、第1四半期の経済活動停滞時に工場レイアウトの見直しを目的とした数多くのお問合せをいただき、現在に至るまでオンラインセミナーなどの販促活動や個別デモンストレーションのような提案活動に積極的に取り組んでおります。

以上の結果、売上高は1,174百万円（前期比8.2%減）、セグメント利益は283百万円（前期比1.5%増）となりました。

c. ココダヨ事業

災害時位置情報通知システム「ココダヨ」につきましては、大手移動体通信事業者が提供するスマートフォンアプリケーション定額利用サービス向け「ココダヨ」のダウンロード数が好調に推移しました。

以上の結果、売上高は301百万円（前期比214.1%増）、セグメント利益は117百万円（前年同期はセグメント損失6百万円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は29百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・当連結会計年度中に完成した主要設備

本社ならびに各事業所の再編・移転に伴う内装等のオフィス造作

③資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2)直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 35 期 (2020年3月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	4,720,378	4,079,318
経 常 利 益(千円)	327,333	276,036
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	212,616	173,409
1株当たり当期純利益 (円)	141.27	94.61
総 資 産(千円)	2,691,504	2,844,733
純 資 産(千円)	1,637,312	1,827,113
1株当たり純資産額 (円)	906.60	988.21

(注) 当社は、第35期連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産および損益の状況

区 分	第 33 期 (2018年3月期)	第 34 期 (2019年3月期)	第 35 期 (2020年3月期)	第 36 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	3,949,740	4,440,262	4,667,118	4,031,403
経 常 利 益(千円)	106,647	262,032	398,431	266,025
当 期 純 利 益(千円)	64,386	168,810	289,430	168,257
1株当たり当期純利益 (円)	43.10	112.99	192.30	91.80
総 資 産(千円)	2,099,104	2,112,668	2,668,608	2,813,114
純 資 産(千円)	687,383	849,879	1,620,972	1,805,621
1株当たり純資産 (円)	460.10	568.86	897.55	976.58

(3)重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
アプリハウス株式会社	30,000千円	100%	3次元CAD/CAMソフトウェア「Mastercam」の 2次販売代理店

(4)対処すべき課題

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、IT利活用の高度化・多様化が進展し、企業収益の回復を背景に、AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の技術を活用した設備投資やIT投資は、今後も堅調に推移すると思われます。一方で、IT需要に比例して今後ますます技術者不足の深刻化が予測され、当社グループにおいても中長期的な課題と認識しており、人材の確保・育成が大きな課題となっております。

当社グループでは、多様化する社会ニーズや市場環境の変化に機動的に対応し、持続的な成長と盤石な経営基盤を確立するために、対処すべき課題を以下のように定め、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

①デジタルソリューション事業における品質維持向上と顧客満足度向上

当社グループが提供する、ソフトウェアとハードウェアの高い開発力および性能と、それに裏付けられた顧客企業による高い評価は、当社グループにとって一番の強みであります。その高い開発力を維持し、さらなる品質向上のための活動を継続しております。

また、IT活用による業務効率化とリスク管理を強化し、生産性の向上を図ってまいります。

②デジタルソリューション事業における人材の育成と確保

付加価値の高いサービスを提供するためには、ソフトウェアとハードウェアの両方の知識を併せ持つ人材の確保と育成が必要です。併せて、プロジェクト化した請負型の開発を高いレベルで行うためのマネジメント力も必須となります。人材採用と育成について、当社グループをあげて一層、戦略的・体系的に取り組み、機動的な人員配置計画が達成できるよう図ってまいります。併せて、人材の定着を図るため、従業員満足度の向上にも力を入れてまいります。

また、技術者確保のひとつの方法として、パートナーと位置付ける協力会社からの技術者の受け入れを行っており、新規開拓および継続的關係強化により社外からの技術者の確保にも努めております。

③デジタルソリューション事業における販売先数および販売先分野の拡大

当社グループは、これまで既存販売先および分野を中心に営業活動を行ってまいりました。当社グループの強みが活かせる販売先および分野を拡大するために、展示会やセミナー等への出展に積極的に取り組むとともに、パートナー企業との協業にも積極的に取り組んでまいります。

また、新規顧客を開拓するために、当社グループの主力技術分野での提案力と営業体制を強化してまいります。これにより主要販売先の占有リスク回避にも繋げてまいります。

④エンジニアリングソリューション事業における代理店を活用した販売力の強化

これまでに約500社の販売店と約3,500社のユーザーに製造業向けソリューションサービスを提供してまいりました。今後の製造業の現場では、一層の省力化・効率化が必要となり高度な設備の需要が見込まれ、特に、中小企業向けには新規開拓余地が大きく残っていると期待されています。そのためには、効率的な営業が必要となり、代理店網を活かした販売力強化への取組み拡大を図ってまいります。

⑤事業セグメント間の協業強化

高い評価を得ているソフトウェアとハードウェアの開発力、製造業を支援するソリューションサービスの販売・技術サポートで培った全国販売ネットワークを、飛躍的な成長が見込めるIoT関連商材と組み合わせ、独自開発や商材発掘への投資を加速させてまいります。

⑥情報セキュリティ

セキュリティ対策は、ソフトウェア会社として、また当社グループのブランド価値向上のためにも重要であると考え、その実施機関として、情報セキュリティ委員会を設け、セキュリティ管理やセキュリティ教育に取り組んでおります。

(5)主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業区分	事業内容
デジタルソリューション事業	オートモーティブ（カーエレクトロニクス）全般・デジタル家電分野を中心とする組込みソフトウェア開発設計、通信システム・デジタル家電・半導体製造装置分野を中心とするハードウェア開発設計
エンジニアリングソリューション事業	製造業向け3次元CAD/CAMソフトウェアを中心とするソリューションの販売およびサポート
ココダヨ事業	災害時位置情報自動通知システムの開発・サービス・保守運用 等

(6)主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

①当社

本社	東京都新宿区新宿二丁目19番1号
事業所	東京事業所（東京都新宿区）、新横浜事業所（神奈川県横浜市）、名古屋事業所（愛知県名古屋市）、大阪事業所（大阪府大阪市）、広島事業所（広島県広島市）、福岡事業所（福岡県福岡市）

②子会社

アプリハウス株式会社	本社（東京都新宿区）
------------	------------

(7)使用人の状況（2021年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルソリューション事業	170名（2名）	△4名（△2名）
エンジニアリングソリューション事業	44名（3名）	0名（△1名）
ココダヨ事業	8名（0名）	+8名（0名）
全社（共通）	25名（2名）	△4名（0名）
合計	247名（7名）	0名（△3名）

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パートおよび派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245名（7名）	0名（△3名）	40.5 歳	9.11 年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートおよび派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8)主要な借入先および借入額（2021年3月31日現在）

当該事項はありません。

(9)その他会社の現況に関する重要な事項

当該事項はありません。

2. 会社の現況

(1)会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 4,480,000株
- ②発行済株式の総数 1,920,000株
- ③株主数 1,022名
- ④単元株式数 100株
- ⑤大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K E N & パ ー ト ナ ー ズ	681,800株	36.9%
上 野 憲 二	170,000	9.2
ゼ ネ テ ッ ク 従 業 員 持 株 会	134,500	7.3
山 田 陽 國	102,000	5.5
上 野 大 輔	90,100	4.9
井 上 由 佳	87,000	4.7
MSIP CLIENT SECURITIES	77,800	4.2
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	49,400	2.7
夏 野 剛	40,000	2.2
八 戸 雅 利	40,000	2.2

- (注) 1. 当社は、自己株式を71,079株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社KEN&パートナーズは、当社代表取締役である上野憲二およびその親族が株式を保有する資産管理会社であります。
4. 株式会社KEN&パートナーズは、当社株式を対象として2021年2月8日から2021年3月9日の間に行った公開買付けの結果、当社の株式681,800株（議決権比率36.9%）を保有いたしました。これに伴い、主要株主の異動が生じております。
- ⑥当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2)会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年10月23日
新 株 予 約 権 の 数		15個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 15,000株 (新株予約権 1 個につき1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 480,000円 (1 株当たり 480円)
権 利 行 使 期 間		2019年10月24日から 2027年10月23日まで
行 使 の 条 件		(注) 1.のとおり
役 員 の 況 保 有 状	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監 査 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1.(1)新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職の場合は権利行使をなしうるものとする。なお、権利行使期間内において業務上の疾病に起因する退職の場合は地位喪失後 1 年以内に限り権利行使をなしうるものとする。

(2)新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

(3)その他権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「第 1 回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 2019年12月27日付で実施した株式分割（普通株式 1 株を1,000株に分割）により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

3. 2021年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が以下のとおり減少しております。

権利行使による減少分 30個

資格喪失等による失効分 10個

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)会社の役員に関する事項

①取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	上 野 憲 二	
専 務 取 締 役	福 間 誠	デジタルソリューション本部長
取 締 役	八 戸 雅 利	エンジニアリングソリューション本部長
取 締 役	大 野 貴 史	大野公認会計士事務所 代表 エンアドバイザリー(株) 代表取締役 税理士法人天星 代表社員
常 勤 監 査 役	篠 原 裕 一 郎	
監 査 役	田 中 俊 平	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士
監 査 役	水 谷 翠	水谷翠会計事務所 代表 スマート・プラス・コンサルティング(株) 代表 取締役 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株) 社外取締役（監査等委員） 銀座スフィア税理士法人 代表社員

(注) 1. 取締役大野貴史氏は、社外取締役であります。

2. 取締役大野貴史氏は、他社における長年の経験および高い見識と豊富な実績、財務、会計およびM&Aに関する相当程度の知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたところ、当社の取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、創業者一族の資産管理会社である株式会社KEN&パートナーズによる当社株式の公開買付に対する当社意見の表明に際しては、少数株主保護の観点からご検討いただき、独立社外取締役としての意見を表明いただきました。

3. 監査役田中俊平氏および水谷翠氏は、社外監査役であります。

4. 監査役水谷翠氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・ 監査役水谷翠氏は、公認会計士の資格を有しております。

5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
金井 登志雄	2020年10月15日	辞任	取締役

6. 当事業年度中における取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
福間 誠	取締役	取締役 システム本部長	2020年7月1日
	取締役 システム本部長	専務取締役 デジタルソリューション 本部長	2020年10月1日
八戸 雅利	取締役 システム本部長	取締役 エンジニアリング ソリューション本部長	2020年7月1日

7. 当社は、社外取締役大野貴史氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等を除く。）および各監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は填補の対象としないこととしております。

当該保険は1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤取締役および監査役の報酬等の総額

(当事業年度に係る報酬等の総額)

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員数
		基本報酬	業績連動等報酬	非金銭等報酬	
取締役 (うち社外取締役)	87,066千円 (4,800)	87,066千円 (4,800)	一千円 (—)	一千円 (—)	5名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,999 (6,000)	12,999 (6,000)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	100,066 (10,800)	100,066 (10,800)	— (—)	— (—)	8 (3)

- (注) 1. 上表には、2020年10月15日付で辞任した取締役1名(うち社外取締役0名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年6月28日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は1名)です。また別枠で、2017年10月23日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額26.4百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2019年6月28日開催の第34期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。

⑥社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役大野貴史氏は、大野公認会計士事務所の代表、エンアドバイザリー株式会社の代表取締役および税理士法人天星の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役田中俊平氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役水谷翠氏は、水谷翠会計事務所の代表、スマート・プラス・コンサルティング株式会社の代表取締役、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の社外取締役（監査等委員）および銀座スフィア税理士法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
取締役	大野 貴 史	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、他社における長年の経験および高い見識と豊富な実績、財務、会計およびM&Aに関する相当程度の知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	田 中 俊 平	当事業年度に開催された取締役会19回および監査役会12回の全てに出席し、主に弁護士として企業法務に携わった経験と専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	水 谷 翠	当事業年度に開催された取締役会19回および監査役会12回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(4)会計監査人の状況

①名称 太陽有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,300千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,300

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会決議によって「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。概要は以下のとおりであります。

①取締役および使用人の業務執行が法令および定款に適合することその他業務の適正を確保するための体制

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、行動憲章を定め、すべての役員（取締役、監査役）および従業員（正社員、契約社員、協力会社社員その他当社の業務に従事するすべての者）が職務を執行するにあたっての基本方針とする。
- ロ. 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に重要な事実を発見した場合には、ただちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
- ハ. コンプライアンス経営および法令遵守の観点から、管理部門は弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家の意見を適宜聴取するとともに、日常発生する諸問題に関して助言と指導を受けられる体制の構築に努める。
- ニ. 当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者として当社グループを対象とした内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および常勤監査役ならびに関係部門に適宜報告する。
- ホ. 法令違反や不正行為等の発生、またはその虞のある状況を発見した場合には、相談や通報を受け付けるグループ内部通報窓口を社外に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- ヘ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備運用体制の構築に努めるとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置をおこなう。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する稟議書類など取締役の職務の執行に必要な文書は、法令および社内規程に基づき書面または電磁的媒体に記録し、適切に保管管理するとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧可能な状態を維持する。
- ロ. 当社の業務にかかわるすべての役員・従業員が継続的な情報セキュリティ対策を推進するため、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティマネジメントシステムの継続的な改善に取り組む。
- ハ. 取締役および使用人の職務に関する文書、帳票類等については、適用ある法令および文書管理規程に基づき適切に作成、保管、管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理規程を定め、当社グループとして一貫した方針のもとに効率的かつ統合的なリスク管理をおこなう。
- ロ. 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理をおこなう。
- ハ. 管理部門は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切におこなうとともに、担当事項に関して事業部門および子会社がおこなうリスク管理を横断的に支援する。
- ニ. 事業部門および管理部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理をおこなう。
- ホ. リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社のリスク管理の実施について監督する。

d. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として3か月以内に1回開催するとともに、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令または定款に定める事項および経営上の重要事項の決定、ならびに各取締役の職務執行状況の監督等をおこなう。

- e. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については当社取締役会の承認を得るとともに、定期または臨時に内部監査をおこない、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ロ. 必要に応じて子会社に役員・社員を派遣し、経営の健全化、業務の効率化に努める。

②監査役監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会の同意を得て補助使用人を置く。
- b. 前項の使用人の取締役からの独立および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - イ. 補助使用人は、監査役または監査役会の指揮命令に従い、その職務の遂行にあたる。
 - ロ. 補助使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分等については、監査役会の同意を得る。
- c. 監査役への報告に関する事項
 - イ. 当社は、監査役からの要請がある場合には、ただちに関係書類・資料等を提出する。
 - ロ. 当社グループの役員および従業員は、監査役から職務執行に関する事項について報告を求められたときは、的確かつ速やかに対応する。
 - ハ. 内部監査室長は、内部監査、内部統制評価、その他当社グループにおけるコンプライアンス上の重要な情報について、遅滞なく常勤監査役に報告する。
- d. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告をおこなった当社グループの従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを禁止するとともに、その旨を当社グループの従業員に周知徹底する。

e. 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

- イ. 当社は、監査役の通常の業務執行の範囲で生じる費用に関して予算を計上し、経費支出をおこなう。
- ロ. 前号以外で、監査役がその職務の執行について当社に費用の前払いまたは償還等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

f. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 内部監査室長は、各事業年度の内部監査計画について常勤監査役と協議するとともに、内部監査結果等について協議および意見交換するなど密接な情報交換および連携をはかる。
- ロ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができる。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みをおこなっております。

- ①当社は、企業が永続的に存立していくには、コンプライアンスの徹底が必要かつ不可欠であると認識しており、役員および従業員を含めた行動規範として「行動憲章」と「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンス体制の充実と強化をはかっております。
- ②使用人による職務の執行が、法令および社内規程に違反することなく、適切かつ合理的におこなわれているかを調査・検証するため、通常の業務執行から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査担当者1名により内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。
- ③監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行および経営の適正性を監査しております。監査役と内部監査部門の間で適時に情報共有の場を設けており、相互連携の強化に努めております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当の決定に関する方針につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、事業環境や財政状態、経営成績を考慮の上、内部留保の充実とバランスを総合的に勘案し、実施することを基本的な考え方としております。

なお、当社は定款により、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,386,084	流 動 負 債	681,192
現 金 及 び 預 金	1,481,759	買 掛 金	173,591
受取手形及び売掛金	691,537	1年内償還予定の社債	50,000
電 子 記 録 債 権	84,252	未 払 金	120,019
商 品	8,170	未 払 法 人 税 等	77,574
仕 掛 品	45,835	賞 与 引 当 金	191,972
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	14,834	受 注 損 失 引 当 金	1,437
未 収 入 金	6,210	そ の 他	66,596
そ の 他	53,485	固 定 負 債	336,427
固 定 資 産	458,648	社 債	25,000
有 形 固 定 資 産	74,489	退 職 給 付 に 係 る 負 債	311,427
建 物 附 属 設 備	61,033		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	13,455	負 債 合 計	1,017,619
無 形 固 定 資 産	25,522	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	14,529	株 主 資 本	1,827,113
そ の 他	10,993	資 本 金	50,000
投 資 そ の 他 の 資 産	358,636	資 本 剰 余 金	473,231
長 期 未 収 入 金	890	利 益 剰 余 金	1,311,039
敷 金 及 び 保 証 金	110,395	自 己 株 式	△7,157
繰 延 税 金 資 産	196,319	純 資 産 合 計	1,827,113
そ の 他	51,921		
貸 倒 引 当 金	△890	負 債 純 資 産 合 計	2,844,733
資 産 合 計	2,844,733		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,079,318
売上原価	2,517,501
売上総利益	1,561,816
販売費及び一般管理費	1,307,651
営業利益	254,165
営業外収益	
受取利息	151
受取配当金	240
助成金収入	24,495
その他の	1,915
営業外費用	
支払利息	223
社債利息	551
為替差損	2,012
支払手数料	1,062
有価証券売却損	409
その他の	674
経常利益	276,036
税金等調整前当期純利益	276,036
法人税、住民税及び事業税	125,530
法人税等調整額	△22,903
当期純利益	173,409
親会社株主に帰属する当期純利益	173,409

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	50,000	456,917	1,143,950	△11,345	1,639,522
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△6,321		△6,321
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			173,409		173,409
自 己 株 式 の 取 得				△137	△137
自 己 株 式 の 処 分		16,313		4,326	20,640
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	16,313	167,088	4,188	187,590
当連結会計年度末残高	50,000	473,231	1,311,039	△7,157	1,827,113

	そ の 包 括 の 利 益	他 の 累 計 の 額	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 金 の 評 価 差 額	そ の 他 利 益 の 合 計	
当連結会計年度期首残高	△2,210	△2,210	1,637,312
当連結会計年度変動額			
剰 余 金 の 配 当			△6,321
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			173,409
自 己 株 式 の 取 得			△137
自 己 株 式 の 処 分			20,640
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	2,210	2,210	2,210
当連結会計年度変動額合計	2,210	2,210	189,800
当連結会計年度末残高	－	－	1,827,113

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,314,666	流動負債	671,065
現金及び預金	1,403,896	買掛金	172,091
受取手形	4,151	1年内償還予定の社債	50,000
電子記録債権	84,252	未払金	118,527
売掛金	693,012	未払費用	31,450
商品	7,837	未払法人税等	75,131
仕掛品	45,835	前受金	6,981
原材料及び貯蔵品	14,834	預り金	23,450
前払費用	52,216	賞与引当金	191,972
未収入金	6,650	受注損失引当金	1,437
その他の他	1,979	その他の他	24
固定資産	498,448	固定負債	336,427
有形固定資産	74,489	社債	25,000
建物附属設備	61,033	退職給付引当金	311,427
工具、器具及び備品	13,455	負債合計	1,007,493
無形固定資産	25,322	(純資産の部)	
ソフトウェア	14,529	株主資本	1,805,621
その他の他	10,792	資本金	50,000
投資その他の資産	398,636	資本剰余金	473,231
関係会社株式	40,000	その他資本剰余金	473,231
長期未収入金	890	利益剰余金	1,289,547
繰延税金資産	196,319	利益準備金	9,140
敷金及び保証金	110,395	その他利益剰余金	1,280,406
その他の他	51,921	繰越利益剰余金	1,280,406
貸倒引当金	△890	自己株式	△7,157
資産合計	2,813,114	純資産合計	1,805,621
		負債純資産合計	2,813,114

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,031,403
売上原価	2,505,657
売上総利益	1,525,746
販売費及び一般管理費	1,292,991
営業利益	232,754
営業外収益	
受取利息	150
受取配当金	6,840
助成金収入	24,495
その他の	6,715
営業外費用	
支払利息	223
社債利息	551
支払手数料	1,062
為替差損	2,012
有価証券売却損	409
その他の	674
経常利益	266,025
税引前当期純利益	266,025
法人税、住民税及び事業税	120,671
法人税等調整額	△22,903
当期純利益	168,257

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
					繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	50,000	456,917	456,917	8,508	1,119,102	1,127,610	△11,345	1,623,182
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				632	△6,953	△6,321		△6,321
当 期 純 利 益					168,257	168,257		168,257
自 己 株 式 の 取 得							△137	△137
自 己 株 式 の 処 分		16,313	16,313				4,326	20,640
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	16,313	16,313	632	161,304	161,936	4,188	182,438
当 期 末 残 高	50,000	473,231	473,231	9,140	1,280,406	1,289,547	△7,157	1,805,621

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,210	△2,210	1,620,972
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△6,321
当 期 純 利 益			168,257
自己株式の取得			△137
自己株式の処分			20,640
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,210	2,210	2,210
当期変動額合計	2,210	2,210	184,648
当 期 末 残 高	－	－	1,805,621

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社ゼネテック

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村	憲 一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹 神	祐 也	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼネテックの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼネテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社ゼネテック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事業所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村	憲 一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹 神	祐 也	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼネテックの2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社ゼネテック 監査役会

常勤監査役 篠原 裕一郎 ㊟

社外監査役 田中 俊平 ㊟

社外監査役 水谷 翠 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 利益剰余金の額の減少および資本金の額の増加の件

当社の財務基盤を強化することにより、経営健全性の維持向上を通じて会社のさらなる成長を図るため、繰越利益剰余金300,000千円を資本金へ振り替えたいと存じます。

本議案は、会社法第450条第1項の規定に基づき、繰越利益剰余金の額の減少を行い、その全部を資本金へ組み入れるものであります。組み入れ後の資本金は350,000千円となります。

(1) 減少する利益剰余金の額

繰越利益剰余金1,280,406千円のうち300,000千円

(2) 減少する剰余金の額のうち資本金へ組み入れる額

300,000千円

(3) 利益剰余金の額の減少および資本金の額の増加が効力を生じる日

2021年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①持続的な企業価値の向上を目的として、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るとともに、取締役への権限委任を可能とすることで、意思決定と業務執行を迅速化するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うことといたします。
- ②現行定款第8条につき、変更案第8条のとおり修正を行うことといたします。
- ③その他、上記に伴う条数の繰り上げ、繰り下げ等を行うことといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> 第 5 条 (条文省略) 第 2 章 株 式 第 6 条～第 7 条 (条文省略) (単元未満株主の権利制限) 第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利	第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> 第 5 条 (現行どおり) 第 2 章 株 式 第 6 条～第 7 条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
第9条～第11条 (条文省略) 第3章 株 主 総 会 第12条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は7名以内とする。 (新 設) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2～3 (条文省略) (新 設)	第9条～第11条 (現行どおり) 第3章 株 主 総 会 第12条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は11名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u> (選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> 2～3 (現行どおり) (解任方法) <u>第20条 取締役は、株主総会において解任する。</u> <u>2 取締役(監査等委員であるものを除く。)の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略) 2 (条文省略) (新 設) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u> (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の方法) 第24条 (条文省略) (新 設) (取締役会の決議の省略) 第25条 (条文省略) (新 設) (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 (取締役会規程) 第27条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の方法) 第25条 (現行どおり) <u>2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u> (取締役会の決議の省略) 第26条 (現行どおり) (取締役への重要な業務執行の決定の委任) <u>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 (取締役会規程) 第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (員数) 第30条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u> (選任方法) 第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり) 第5章 <u>監査等委員会</u> (削 除) (削 除) (削 除) (常勤の監査等委員) 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集通知) 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 (監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。 (新 設) (監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。 (監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。 (報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) 第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 (監査等委員会の決議の方法) 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の決議について特別の利害関係を有する<u>監査等委員は、議決に加わることができない。</u> (監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。 (監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u> 第6章 会計監査人 第40条～第41条 （条文省略） （会計監査人の報酬等） 第42条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会が定める。 第7章 計 算 第43条～第46条 （条文省略） 附 則 （取締役の任期に関する経過措置） <u>第20条の規定にかかわらず、2019年11月29日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、2021年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は当該期日経過後これを削除する。</u> （新 設）	第6章 会計監査人 第37条～第38条 （現行どおり） （会計監査人の報酬等） 第39条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て取締役会が定める。 第7章 計 算 第40条～第43条 （現行どおり） 附 則 （削 除） （監査役の損害賠償責任免除に関する経過措置） <u>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、2021年6月開催の第36期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>2. 第36期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

現在の取締役4名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することとなります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	う え の け ん じ 上 野 憲 二 (1950年8月1日)	1977年 4 月 朝日ビジネスコンサルタント(株)(現 富士ソフト(株)) 入社 1982年 8 月 (株)ニューメディカルサイエンス 取締役 1983年 4 月 (株)シグマエレクトロニクス 取締役 1985年 7 月 当社代表取締役社長（現任）	170,000株
	【選任理由】 上野憲二氏を取締役候補者とした理由は、当社を創業後、継続して代表取締役社長を務め、強いリーダーシップを発揮して当社の成長を牽引してきた豊富な経験と高い見識を有していることから、引き続き事業成長と企業価値の向上に関する適切な役割の遂行が期待できるものと判断したためであります。		
2	か く ま こ と 福 間 誠 (1963年11月17日)	1986年 4 月 松下システムエンジニアリング(株)(現 (株)NTTデータMSE) 入社 2010年 4 月 同社 執行役員 ユビキタスソリューション事業本部長 2012年 6 月 同社 取締役 大阪事業本部担当 第三営業本部長 2018年 7 月 (株)NTTデータSBC 入社 2019年 2 月 (株)デンソー 入社 コネクティッドシステム事業推進部 プロフェッショナルコントラクタ 2020年 6 月 当社顧問 2020年 6 月 当社取締役 2020年 7 月 当社取締役システム本部長 2020年10月 当社専務取締役デジタルソリューション本部長（現任）	一株
	【選任理由】 福間誠氏を取締役候補者とした理由は、大手企業における経験および当社取締役としてデジタルソリューション事業の強化拡大を牽引してきた実績により、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることから、引き続き事業成長および経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるものと判断したためであります。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	さ ね ぎ ち へ ー 鈴 木 章 浩 (1962年12月21日)	1986年 4 月 (株)日本債券信用銀行 (現 (株)あおぞら銀行) 入 行 2001年 9 月 信金中央金庫入庫 2012年 6 月 (株)キョウデン 取締役管理本部長 2015年 6 月 (株)セコニックホールディングス (現 (株)セコニ ック) 取締役管理本部長 2015年 6 月 明治機械(株) 社外取締役 (監査等委員) 2017年 3 月 (株)セコニックホールディングス (現 (株)セコニ ック) 取締役営業統括本部長 2017年 6 月 アンドール(株) 社外取締役 (監査等委員) 2019年 7 月 (株)セコニック 取締役管理部長 2021年 2 月 当社管理本部副本部長 2021年 4 月 当社執行役員管理本部長 (現任)	一株
	【選任理由】 鈴木章浩氏を取締役候補者とした理由は、複数の事業会社において経営に携わり、管理部門や営業部 門の統括業務等の豊富な経験を有していることから、事業成長と企業価値向上のための適切な役割の 遂行が期待できるものと判断したためであります。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
4	おお の たか し 大 野 貴 史 (1969年12月14日)	1996年 3月 太田昭和監査法人(現 E Y新日本有限責任監査法人) 入所 1998年 10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2000年 4月 公認会計士登録 2006年 1月 いちよし証券(株)入社 2010年 2月 シミック(株)(現 シミックホールディングス(株)) 入社 財務経理部長 2016年 10月 大野公認会計士事務所 代表(現任) 2016年 11月 エンアドバイザー(株) 代表取締役(現任) 2019年 6月 当社社外取締役(現任) 2020年 7月 税理士法人天星 代表社員(現任)	一株
【選任理由および期待される役割の概要】 大野貴史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。 同氏を社外取締役の候補者とした理由は、複数の事業会社における長年の経験および高い見識と豊富な実績、財務、会計およびM&Aに関する相当程度の知見を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たすことが期待できるものと判断したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大野貴史氏は現在当社の社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は大野貴史氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約の概要は17頁に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	は 戸 雅 利 (1963年2月6日)	1983年 4 月 岩崎通信機(株)入社 1991年 9 月 当社入社 1994年 4 月 当社技術部課長 2006年 7 月 当社ハードウェアシステム本部長 2013年 7 月 当社システム本部長 2015年 2 月 当社取締役(現任) 2020年 7 月 当社エンジニアリングソリューション本部長(現任)	40,000株
	【選任理由】 八戸雅利氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、長年にわたり、当社の複数の事業部門で経営に携わり、営業、開発、品質保証等の多岐に亘る実績を有し、実務にも精通していることから、その経験および知見を当社の監査・監督機能の強化に活かすことができるものと判断したためであります。		
2	た 中 俊 平 (1959年8月23日)	1989年 4 月 弁護士登録 1989年 4 月 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)入所 1995年 9 月 Lovell White Durrant (London) 勤務 1996年 9 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1998年 1 月 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)パートナー(現任) 2019年 6 月 当社社外監査役(現任)	一株
	【選任理由および期待される役割の概要】 田中俊平氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。 同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、培われた専門知識・経験等を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的かつ中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待できるものと判断したためであります。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	みず たに みどり 水 谷 翠 (1980年7月30日)	2004年 7 月 公認会計士・税理士菅井会計事務所入所 2012年 8 月 公認会計士登録 2012年 9 月 税理士登録 2013年 6 月 水谷翠会計事務所 代表（現任） 2015年 2 月 スマート・プラス・コンサルティング(株)代表 取締役（現任） 2015年 6 月 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ (株)監査役 2017年 6 月 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ (株)社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年 6 月 当社社外監査役（現任） 2019年 7 月 銀座スフィア税理士法人 代表社員（現任）	一株
【選任理由および期待される役割の概要】 水谷翠氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。 同氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識ならびに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する十分な知見を有していることから、培われた専門知識・経験等を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、および客観的かつ中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待できるものと判断したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中俊平氏および水谷翠氏は、現在当社の社外監査役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約の概要は17頁に記載のとおりであります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月28日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内と決議いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、移行後の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額400百万円以内とすること、および各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬の具体的な金額、支給の時期等は取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、現在の取締役の員数は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員であるものを除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、移行後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額40百万円以内と定めること、および各監査等委員である取締役に対する報酬の具体的な金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつぎ、お諮りするものです。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、役員報酬制度見直しの一環として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入したいと存じます。

当社の取締役の報酬額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、第5号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件」において、年額400百万円以内として付議しておりますが、本制度に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を、当該報酬額とは別枠で年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することとさせていただきます。

当社は、上記の目的に加え、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は1.0%（10年間にわたり、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は10.4%）とその希釈化率は軽微であること等を勘案し、本譲渡制限付株式の付与について相当であると判断しております。

本議案に係る対象取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

本制度の概要については、下記をご参照ください。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

記

1. 報酬の概要

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について新株の発行または自己株式の処分を受けるものといたします。

本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年20,000株を上限といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるもの

といたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

2. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社の普通株式の新株の発行または自己株式の処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、本役務提供期間中、当社の取締役会が正当と認める理由により退任または退職等した場合または死亡により退任または退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得事由

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位から退任または退職等した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。この場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式があるときは、当社はこれを当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定める。

以上

× ₴

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区代々木二丁目3番1号

ホテルサンルートプラザ新宿 1階 「芙蓉(ふよう)」

T E L : 03-3375-3211



<交通のご案内>

都営地下鉄大江戸線

J R 線、小田急線

J R 線、小田急線

京王線

新宿駅

新宿駅

新宿駅

新宿駅

A 1 出口

南口

甲州街道改札

ルミネ口

徒歩約 1 分

徒歩約 3 分

徒歩約 3 分

徒歩約 3 分

<お願い>

- ・ 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。